

よくある質問

Q. リポジトリで公表した場合、著作権は大学に譲渡されますか？

A. 譲渡されません。著作権は著作者（学位取得者）に属します。図書館では「博士論文公開許諾書」により、著作者である皆さんからリポジトリ登録の許諾を得て公表することになります。

Q. 論文を投稿した学会からリポジトリ公表の許諾を得ましたが、学会誌の刊行から6か月は公表しないとの条件がありました。どうすればよいですか？

A. 公表日を指定できます。「博士論文公開許諾書」の全文公表予定日に希望の日を記入してください。公表日が未定の場合は、決まり次第、学務課までお知らせください。

ただし、インターネットでの公表は学位授与から1年以内に行う必要があります。著作権者の許諾を得られても、1年以内に公表できない場合は、やむを得ない事由に該当するため、要約を作成して掲載する必要があります。やむを得ない事由が解消次第（猶予期間終了後）、全文を公表します。

Q. 論文を投稿した出版社から、リポジトリに登録するために掲載料金を請求されました。

A. リポジトリでの公表に料金が発生する場合も、やむを得ない事由に該当します。

Q. やむを得ない事由に当たる場合も、全文を閲覧に提供しなければなりませんか？

A. はい。大学における教育研究の成果である博士論文の質を相互に保証するため、文部科学省により博士論文の公表が規定されています。論文の提供には、図書館で保管する製本冊子を使用します。ただし、全文公表まで、複写は不可とします。

出版刊行、学術ジャーナルへの掲載を予定している方へ

論文を投稿、出版すると、多くの場合、著作権は投稿先の学会・出版社に譲渡されます。リポジトリでの全文公表には著作権者による許諾が必要ですので、投稿先の学会・出版社に、リポジトリでの公開が可能か尋ねてください。著作権者から許諾が得られれば、公開できます。

許諾の手続きは、図書館でお手伝いすることもできます。まずは、図書館にご相談ください。

リポジトリで全文公開するとDOI (Digital Object Identifier) を付与します！

DOIとは電子データに付与される国際的な識別子で、URLに代わりデータの恒久的なアクセスを保証するものです。論文が易く見つけやすくなり、利用される確率が上がるため、多くの学術雑誌で活用されています。



日本赤十字九州国際看護大学大学院学位規程 抜粋

(博士論文の公表)

第11条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科長の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学大学院はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定による公表は、本学大学院の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 第1項又は第2項の規定により博士論文を公表する場合には、当該共同看護学専攻を構成する全ての大学において審査を受けた学位論文又は要約であることを明記しなければならない